

自治推進委員会報告書（柱立て素案）

はじめに

1 自治推進委員会について

- ・設置目的
- ・調査審議事項

2 自治運営に関する制度等の構築・実施状況について

- (1) 第 21 条 必要な組織の整備等
- (2) 第 22 条 区民会議
- (3) 第 23 条 情報提供
- (4) 第 24 条 情報公開
- (5) 第 25 条 個人情報保護
- (6) 第 26 条 会議公開
- (7) 第 27 条 情報共有の手法等の整備
- (8) 第 28 条 多様な参加の機会の整備等
- (9) 第 29 条 審議会等の市民委員の公募
- (10) 第 30 条 パブリックコメント手続
- (11) 第 31 条 住民投票制度
- (12) 第 32 条 協働推進の施策整備等
- (14) 第 33 条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

3 自治運営に関する制度等の検討状況について

(1) 協働のまちづくり

ア 取組状況

- (ア) 市の施策
 - ・市民活動推進指針
 - ・協働型事業のルール策定
 - ・区取組
 - ・協働提案型事業(4区)
- (イ) 市民活動取組
 - ・市民活動センターの活動状況

イ 協働推進の課題

- ・担い手の育成
- ・職員の研修
- ・協働の拠点としての区の役割
- ・その他の課題

ウ 自治の基本としての協働

- ・市民協働のあり方

(2) 区民会議

ア 区民会議の概要

- ・区民会議の機能と位置づけ
- ・各区の取組状況
- ・取組状況のケーススタディ(中原区、宮前区、多摩区、麻生区)

イ 区民会議の課題

- ・区民会議の機能・役割についての共通認識の醸成
- ・区民会議に関する情報発信と情報の共有
- ・市民参加の推進
- ・地域課題の効果的な集約
- ・会議運営、議論の推進の工夫

(3) 情報共有

ア 情報発信と情報共有に関する市の取組

- ・広報の取組
- ・報道の取組 など

イ 委員提案

- ・市民委員
- ・パブリックリレーション(PR)の意義

ウ 効果的な情報共有の手法

- ・情報共有の原則
- ・効果的・効率的な情報共有のあり方

エ 情報共有のための課題

- ・情報発信の工夫の必要性
- ・市民同士の情報共有
- ・インターネット等の活用
- ・必要な情報にアクセスしやすい仕組みづくり

4 提言

(1) 市民自治の推進に向けて

ア 市民に向けた自治の取組

- ・分かりやすい自治の推進
- ・市民出前講座の実施など

イ 子どもたちに向けた自治の取組

- ・小学校等の副読本など

ウ 協働施策の推進

- ・協働の共通認識の醸成
- ・職員の研修等スキルの向上

エ 区民会議の機能の充実

- ・情報発信と区民参加の推進

(2) 効果的な情報発信・情報共有に向けて

- ア 効果的な情報発信
 - ・戦略的な広報・報道
 - ・メールマガジンの開設など
- イ 市民と行政の情報共有
 - ・SNS の活用など

(3) 市民自治の課題

5 第二期自治推進委員会に向けて

- ・第2期自治推進委員会の方向性

資料

- ・委員の構成
- ・第1期委員会の開催状況と審議経過
- ・各回委員会添付資料